

第 2 1 7 回国会閣第 3 2 号に対する修正案

第 2 1 7 回国会衆議院消費者問題に関する特別委員会可決

公益通報者保護法の一部を改正する法律案に対する修正案

公益通報者保護法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第九条中「五年」を「三年」に改める。